

第 4 号議案

亀岡市税条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市税条例（昭和 30 年亀岡市条例第 39 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市税条例の一部を改正する条例

亀岡市税条例（昭和 30 年亀岡市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条の 3 第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。
附則第 10 条の 2 を附則第 10 条の 3 とし、附則第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 15 条第 2 項第 6 号の条例で定める割合）
第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 35 条の 3 第 1 項ただし書の改正規定及び次条の規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び固有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

亀岡市税条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例の一部を改正すること。
 - (1) 年金所得者が市民税の寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の市への申告を不要とし、市民税の申告手続の簡素化を図ること。
 - (2) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに取得された下水道除害施設に対して課する固定資産税の課税標準を4分の3に軽減する特例措置を講じること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の(1)の改正は、平成26年1月1日から施行すること。